



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

子どもの虐待防止の推進に向けた取組について

第78回 市町村セミナー

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

児童虐待の現状

- 平成19年度の児童虐待対応件数は約40,600件
⇒ 平成11年度の約3.5倍（統計を取り始めて毎年増加）
- 相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 平成18年では年間52件の死亡事例が発生（1週間に1件発生）
※ 心中事例を含めると年間100件発生
- 児童福祉施設入所児童数と充足率（在籍児童/定員）の増加
⇒ 児童養護施設 平成9年 26,046人 → 平成19年 30,846人
(80.4%) (90.9%)
- なぜ、増えるのか
 - (1) 家族・地域社会の変容 ⇒ 養育力の低下
 - (2) 「虐待」の認識の広がり ⇒ 虐待通告の増加

いま、何をすべきか

○ 発生予防

- ⇒ 虐待に至る前に防ぐ(気になるレベルで迅速に対応)。育児の孤立化の防止が重要
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - ・ 集いの場(地域子育て支援拠点)をつくる

○ 早期発見・早期対応

- ⇒ 後手にまわれれば虐待死のおそれ。早期介入は虐待による子どもへの悪影響を回避
- ・ 抱え込まずに早く知らせる(通告)
 - ・ 自治体(児童相談所)が迅速に動く(立入調査・一時保護)

○ 子どもの保護や支援、そして保護者の支援

- ⇒ 親子分離した後の子どものケア、親子再統合に向けた保護者への支援
- ・ 社会的養護体制の拡充
 - ・ 家庭的な養育環境
 - ・ 施設での適切なケア
 - ・ 自立の支援

児童相談所の現状

児童相談所と児童福祉司

○ 児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

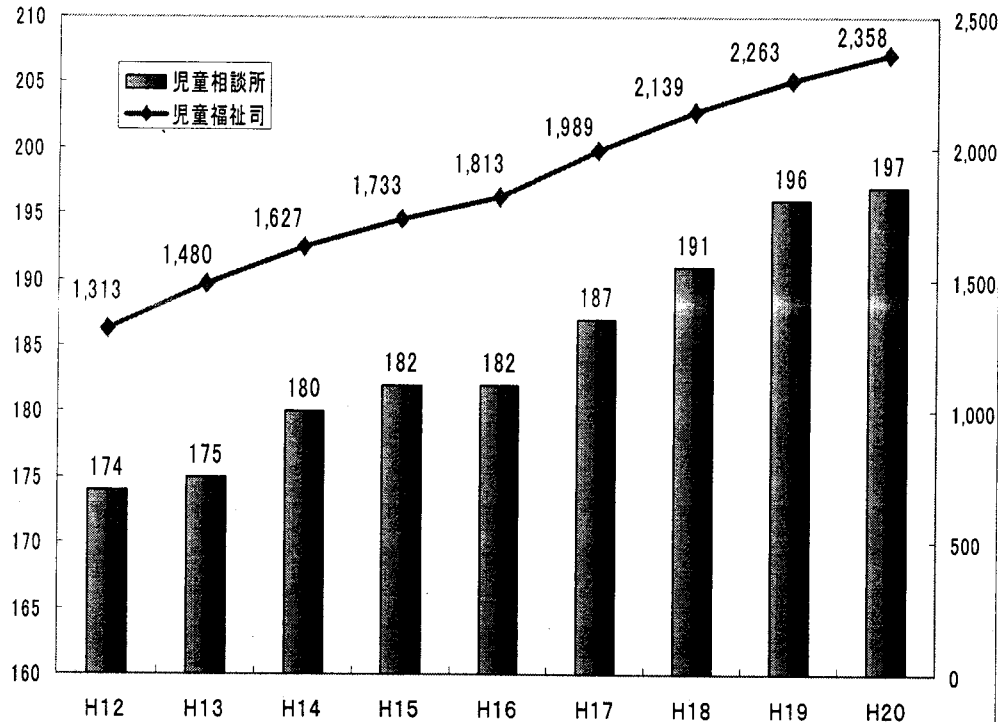
- ・ 児童相談所数 197か所
- ・ 児童相談所設置自治体数 66自治体

○ 児童虐待対応の中心となる児童福祉司数も年々増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

- ・ 児童福祉司数 2,358人

児童相談所と児童福祉司数の推移



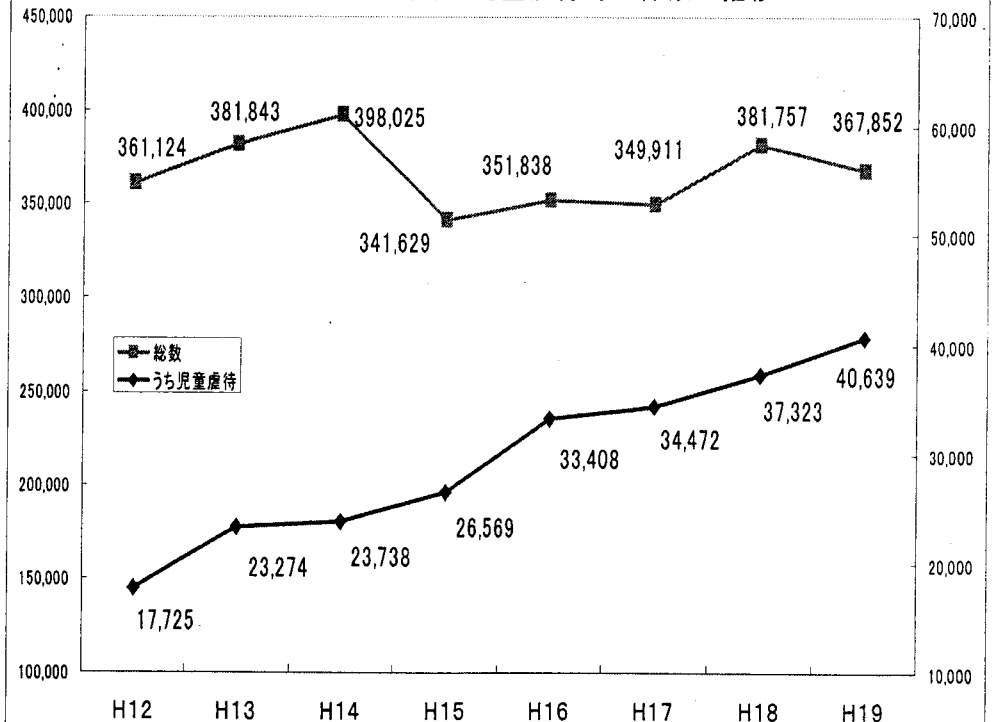
相談対応件数

○ 児童相談所における相談対応件数の総数は年度により増減があるものの、児童虐待相談対応件数は一貫して増加している。

[参考] 平成19年度の状況

- ・ 相談対応件数の総数 367,852件
- ・ 児童虐待対応件数 40,639件

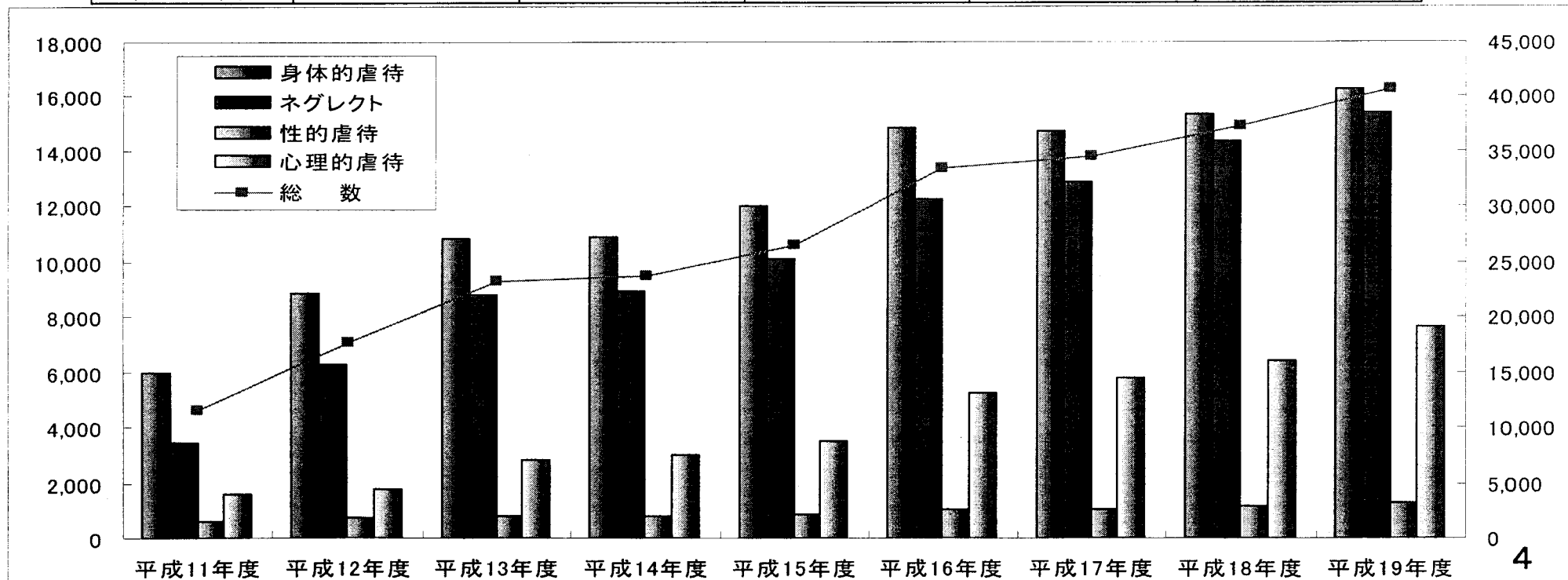
相談対応総件数と児童虐待対応件数の推移



児童虐待の内容別相談対応件数の推移

○ 平成19年度においては、身体的虐待が40.1%で最も多く、次いでネグレクトが38.0%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)

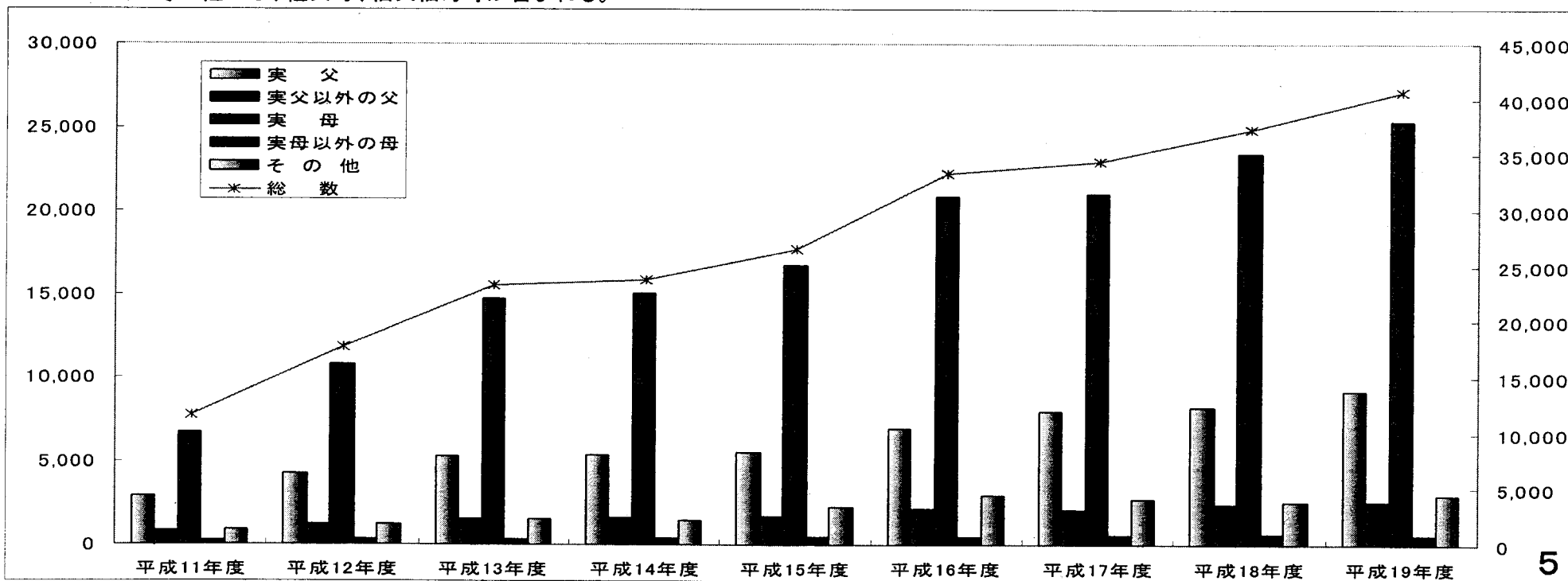


主たる虐待者の推移

○ 実母が62.4%と最も多く、次いで実父が22.6%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)

※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.2%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)

